

# 介護保険料と介護保険制度が変わります

問合せ／本庁高齢・介護福祉課介護指導G  
内線2621・2622

## 介護保険と介護保険料

介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できるように、社会全体で支えていこうという仕組みが「介護保険制度」です。

その財源の一部が、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直しを行っている介護保険料です。

令和3年度は、令和5年度までの3年間に必要となる介護給付費を見込んで、保険料の見直しを行う初年度にあたります。

## 介護保険料の基準額は7万4400円になります

今期の被保険者1人当たりの保険料基準額は、1年間で7万4400円となり、前期と比較して1200円、約1・6%の上昇となります。上昇の主な原因として、高齢者数・要介護認定者数の増加に伴う介護給付費の増加および介護報酬改定の影響などが考えられます。

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料で成り立っています。ご理解とご協力をお願いします。

人口、高齢化率、介護認定者数および介護給付費の推移

区分	第7期(実績)			第8期(見込み)		
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	95,567	94,649	93,719	92,845	91,943	91,018
高齢化率(%)	31.1	31.7	32.3	32.6	33.0	33.3
介護認定者数(人)	5,894	6,011	6,118	6,173	6,227	6,292
介護給付費(千円)	9,567,807	9,783,147	9,913,489	10,370,845	10,625,076	10,740,133

出典：市第8期介護保険事業計画 他

介護保険料(令和3年度～令和5年度)

区分	段階	対象者	保険料率(率)	年間保険料(円)	R2年度比較年間引上額(円)
世帯全員が 市民税非課税	1	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.3	22,320	360
	2	・合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.5	37,200	600
	3	・合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	0.7	52,080	840
本人は市民税 非課税だが、 世帯の誰かが 市民税課税	4	・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	0.9	66,960	1,080
	5	・合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	1.0	74,400	1,200
	6	・合計所得金額120万円未満	1.2	89,280	1,440
	7	・合計所得金額120万円以上、210万円未満	1.3	96,720	1,560
	8	・合計所得金額210万円以上、320万円未満	1.5	111,600	1,800
	9	・合計所得金額320万円以上、400万円未満	1.7	126,480	2,040
	10	・合計所得金額400万円以上、600万円未満	1.85	137,640	2,220
	11	・合計所得金額600万円以上、800万円未満	2.0	148,800	2,400
	12	・合計所得金額800万円以上、1,000万円未満	2.15	159,960	2,580
	13	・合計所得金額1,000万円以上	2.3	171,120	2,760

基準額



◎介護保険料額のお知らせ時期  
前年の収入・所得を基に、7月上旬にお知らせいたします。特別徴収(年金からの天引き)の場合、それまでの間(4・6月)は前年度2月と同じ金額を仮徴収いたします。

◎介護保険料の減免(新型コロナウイルス感染症関係)  
新型コロナウイルス感染症の影響により、一定以上の減収が見込まれる場合、保険料の減免が受けられる場合があります。条件など詳しくは、高齢・介護福祉課までお問い合わせください。

## 施設利用時の食費・部屋代の減額の条件が変わります

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、一定の条件を満たす場合、申請により介護保険施設の食費・部屋代が減額となる制度(介護保険負担限度額認定)があります。

令和3年8月から、給付の条件が一部変更となります。

### ◎減額を受けるには申請が必要です。

食費・部屋代の減額を受けるには、毎年市へ申請が必要です。申請方法などの詳細については、高齢・介護福祉課まで問い合わせてください。なお、第4段階の方は申請の必要はありません。

## 高額介護サービス費も変わります

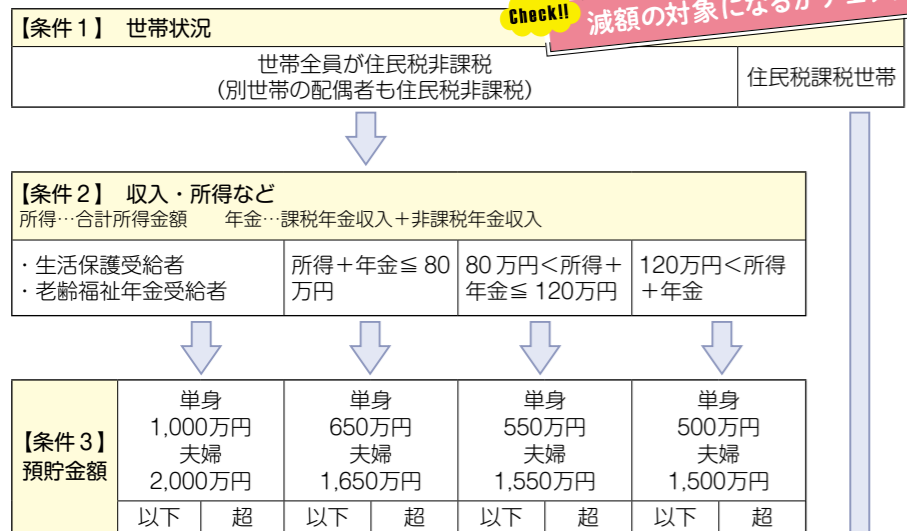
同じ月の介護サービスの利用者負担額が上限額を超えると、その超過分が「高額介護サービス費」として後から支給される制度があります。

令和3年8月から、年収約770万円以上の区分が新設され、上限額が左図のとおり一部変更となります。

### ◎給付を受けるには初回のみ申請が必要です。

高額介護サービス費の給付を受けるには、初回のみ、市に申請が必要です。申請方法などの詳細については、高齢・介護福祉課までお問い合わせください。

利用者負担段階決定フローチャート



負担限度額(円/日)

項目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300	390	650	1,360	1,445
食費(短期利用)	300	600	1,000	1,300	1,445
ユニット型個室	820	820	1,310	1,310	2,006
ユニット型個室的多床室	490	490	1,310	1,310	1,668
従来型個室	490 (320)	490 (420)	1,310 (820)	1,310 (820)	1,668 (1,171)
多床室	0	370	370	370	377 (855)

※第4段階の金額は、国で定めた基準額を掲載しています。実際には、施設との契約により金額が決まります。

※令和3年8月から変更となる金額を赤字で表示しています。

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室および多床室(第4段階)の負担限度額は、( )内の金額となります。

利用者負担段階区分	上限額
○年収約1,160万円以上	140,100円
○年収約770万円以上1,160万円未満	93,000円
○年収約383万円以上770万円未満	44,400円
○一般(住民税課税世帯)	44,400円
○住民税非課税世帯	24,600円
○住民税非課税世帯 ※合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 ※高齢福祉年金受給者	15,000円 (個人)
○生活保護受給者	15,000円

新設

かいご  
ほけん